

令和8年度旭川医科大学基金支援事業

協定校等交流助成事業募集要項

1 趣旨

この事業は、旭川医科大学基金支援事業の一環として、国際交流協定*を有する協定校等(以下、「協定校等」という。)との教育・研究に係る交流促進を目的として、その所在地の物価水準等を考慮の上、協定校等の在籍者招へいに係る経費を支援する。

*「国際交流協定」は、「旭川医科大学における国際交流協定に関する要項」及び「旭川医科大学における国際交流協定に関する申合せ」に基づき締結された国際交流協定をいう。

2 招へい対象者

以下の(1)から(5)をすべて満たす者

- (1) 協定校等に在籍する教職員又は学生である者
- (2) 招へいが協定校等との教育・研究に係る交流促進に寄与することが見込まれる者
- (3) 協定校等の所在地が、旭川医科大学旅費規程 別表第3に定める乙地方又は丙地方であること
- (4) 本学での活動に支障がない語学力を有する者
- (5) 過去に本事業に採択されていない者

3 助成金額

1件当たり、5万円以内

※ 本学旅費規程に準じた金額(航空賃及び宿泊料が助成対象)

4 募集人数

若干名

※ 予算額に達した場合は公募が終了することがあります。

5 招へい時期

令和8年4月1日(水)～令和9年3月31日(水)

6 選考

書類審査により学長が決定する。

7 申請期間

随時

※ただし、本学における受入開始日の2ヶ月以上前に申請すること。

8 提出書類

(1) 協定校等交流支援助成事業申請書(別記様式1)

- ・ 招へいを行う講座等の長が申請すること。

(2) 本学が発行した受入許可書等の写し

(3) パスポートの写し

(4) 旅程表(別記様式2)

(5) 航空賃及び宿泊料が分かる資料

- ・ 航空賃に係る資料は、燃油特別付加運賃等の記載のあり、旅程表に記載する航空機利用部分の総額が分かるものとする。
- ・ 助成対象となる航空券は、協定校等の所在地から旭川市との往復において、最も経済的な通常の経路及び方法によるもの(エコノミークラスに限る。)とする。
- ・ 宿泊料に係る資料は、旅程表に記載する宿泊先の総額が分かるものとする。

(6) 同意書(別記様式3)の写し

(7) 提出書類確認用紙(別記様式4)

9 その他

- (1) 宿泊料は、その金額から「旭川医科大学留学生及び外国人研究者向け借上宿舎等費用支援要項」による支援額を差し引いた額とします。
- (2) (1)の支援額その他、協定校等又はその他財団等からの助成がある場合、助成内容を明記すること。
※必要に応じて、助成内容の詳細を確認する場合があります。
- (3) 原則として、助成金は招へい対象者の本学滞在期間中に現金にて支払います。
- (4) 事後提出書類について
招へい対象者の帰国後速やかに、下記書類を総務課広報・社会連携係(本部管理棟2階)まで提出してください。
※ 招へい対象者の帰国後1か月以内に提出がない場合は、助成を取り消す場合があります。
 - ① 協定校等交流支援助成事業報告書(別記様式 5)
 - ② 外国送金依頼書記載に必要となる情報(招へい対象者の口座情報等)
※招へい対象者の本学滞在期間中に、現金にて支払うことが出来ない場合のみ提出。
 - ③ 航空運賃及び宿泊料に係る領収書の写し
 - ④ 搭乗半券の写し
- (5) 氏名、支援内容及び報告書は、旭川医科大学基金のホームページや事業報告書などで活動報告として広く公表します。
- (6) 招へい対象者及び招へいを行う講座等の長は、本学での広報活動や旭川医科大学基金による活動報告等にご協力をお願いします。

10 書類提出先・問合せ先

総務課広報・社会連携係(本部管理棟2階)

電話:0166-68-2118 メール: kikin@asahikawa-med.ac.jp